

在宅医療普及啓発にともなう医療機関等の募集について 【病院・診療所】

1. 趣旨・目的

熊本県では、地域包括ケアシステムの構築に向けて在宅医療の充実が求められる中、在宅医療を実施している病院・診療所・訪問看護ステーション・薬局・歯科診療所等を県民に対し広く周知するため、在宅医療に取り組んでいる医療機関の情報を取りまとめて、ホームページで掲載してまいります。

また、情報をいただいた医療機関等には、在宅医療の相談窓口の目印になるよう、県が作成したオリジナルステッカーを配布し、診察室や待合室など目に触れやすい場所に掲示していただくことで、在宅医療の周知を図っていきます。



2. 応募条件

- ①熊本県内に所在する病院、診療所、歯科、薬局、訪問看護ステーションなどの医療機関等であること。
- ②在宅医療に取り組んでいる（対応している）医療機関等であること。
- ③医療法をはじめとする関係法令等に違反する行為を行っていない医療機関等であること。

○在宅医療とは・・・通院が困難である患者に、医師をはじめとする医療従事者が定期的な訪問（訪問診療・訪問看護）および状態の変化に伴う訪問（往診等）を行いながら、自宅・介護保険施設などで医療を行うこと

各ステージに応じて医師や訪問看護師など様々な関係者の役割分担のもとで適切なサポートを受ける必要があります。

退院支援

入院医療機関と在宅医療にかかる関係機関の協働による退院支援の実施

日常の療養支援

・多職種協働による患者や家族の生活を支える観点から医療の提供
・緩和ケアの提供
・日常生活の支援
・家族への支援
・リハビリテーション

看取り

住み慣れた自宅や介護保険施設等での患者が望む場所での看取りの実施

急変時の対応

在宅療養患者の病状の急変時における緊急往診体制および入院病床の確保

